

寄附金のお願い

新緑の候、貴社に於かれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から連合会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

全国木材資源リサイクル協会連合会は平成4年に設立以後、平成16年に特定非営利活動法人（NPO法人）、平成27年に認定NPO法人となることができました。これも皆様のご支援の賜物であり、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、近年、木材リサイクルを進めるうえで、FIT制度に基づく木質バイオマス発電設備の急増に伴う問題の顕在化、人材確保のための労働環境の改善、環境保全に関する社会動向の把握など、多くの課題が山積しております。当連合会においても、こうした課題にしっかりと取り組むため、新たな事業構築や執行体制の強化を図っていかなくてはなりません。そのため、従来に増して運営費が必要となっております。

一方、認定NPO法人として継続するには、収入に占める寄附の比率が一定以上という要件を満たす必要があります。

つきましては、厳しい経済情勢の中ではありますが、この度の寄附募集の趣旨にご理解とご賛同をいただき、格別のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、認定NPO法人に対する寄附については、寄附者への免税措置等優遇制度があります。

令和元年6月6日

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 藤枝 慎治

寄附金募集要項

1. 寄附金の用途 全国木材資源リサイクル協会連合会活動支援
2. 寄附金募集額 360万円（予定額）
団体 1口2万円
個人 1口3千円
3. 募集方法 全国木材資源リサイクル協会連合会ホームページに掲載
4. 募集期間 令和元年6月7日～令和2年3月31日
5. 寄附の受付 ①連合会事務局で受付
②銀行でのお支払い
6. 申込方法 ①連合会事務局で受付
申込書に必要事項をご記入の上、現金でお支払いください。
引き換えに寄附金受領証明書をお渡しいたします。
②銀行でのお支払い
1) 寄附金額を含めた必要事項を別途申込書にご記入の上、寄附金担当宛てまで郵送又はFAXしてください。
2) 当連合会より受領印を押した申込用紙を郵送又はFAXにて返送いたします。この申込用紙が届いてから下記銀行口座に御振込みください。
3) 入金を確認次第、当連合会より寄附金受領証明書を郵送にて発送します。
7. 取扱銀行 みずほ銀行 平井支店 普通預金 2211725
口座名：特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会
8. 税法上の優遇措置
全国木材資源リサイクル協会連合会は、法に定める認定特定非営利活動法人です。したがって、当連合会への寄附金は、税法上の優遇措置を受けることが出来ます。

※税法上の優遇措置について ○法人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、一般寄附金の損金算入限度額（*1）とは別枠で特別損金算入限度額（*2）が設けられており、その寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額のいずれか少ない金額の範囲内で損金算入が認められます。
なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」（別表十四(二)）を添付する必要があります（法人税法第37条、法人税法施行令第73条、77条の2、租税特別措置法第66条の11の2第2項）。

*1 一般寄附金の損金算入限度額

$$(A+B) \times 1/4$$

A：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.25%

B：寄附金支出前の所得金額 × 2.5%

*2 特別損金算入限度額

$$(C+D) \times 1/2$$

C：資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375%

D：寄附金支出前の所得金額 × 6.25%

○個人として寄附する場合

当連合会への寄附金は、所得控除（*1）と税額控除（*2）のいずれか有利な方を選択することができます。

なお、この規定の適用を受けるためには、寄附金を支出した日の属する年の確定申告書に寄附金に関する明細書と当連合会が発行する寄附金受領証明書等を添付する必要があります（所得税法第78条、租税特別措置法第41条の18の2、租税特別措置法施行令第26条の28）。

*1 所得控除

次の金額を所得金額から控除することができます。

支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円

*2 税額控除

次の金額を所得税額から控除することができます。

(支出した寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

○相続人等が相続財産権等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附をした場合には、その寄附をした財産の価額については相続税の課税対象とはなりません（租税特別措置法第70条）。

※参考…内閣府 NPO ホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

9. 御辞退が無い限りは、ご寄附頂いたことについて当連合会のホームページで順次掲載させていただきます。（イニシャルや匿名での掲載も承ります。）

10. お問い合わせ

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

担当 原、十川

E-mail: info@woodrecycle.gr.jp

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル61号

電話番号 03 (6661) 1529

F A X 03 (6661) 2069

令和 年 月 日

寄附金申込書

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 藤枝 慎治 様

寄附金申込者

<input type="checkbox"/> 個人
〒
住所
会社名・団体名
代表者名
電話番号
FAX

<input type="checkbox"/> 個人
〒
住所
ご氏名
電話番号
FAX

認定特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会の活動支援として、下記のとおり寄附します。

記

- 寄附口数・金額 _____ 口 金 _____ 円也
- 払い込み予定日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 頃
- 法人の場合、担当者連絡先

氏名 _____

所属 _____

メールアドレス _____

- その他 連絡事項

--